

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I

No.435

平成23年4月1日 発行

日本郵政共済組合モバイルサイトをご活用ください

ご利用方法

- 1 アドレス (URL) を直接入力 <http://www.yuseikyo-m.jp>
- 2 2次元コード (QRコード) から読み取り

※2次元コード対応の
カメラ付き携帯電話
をご利用ください。



● 新入社員の皆さまへ

日本郵政グループ各社への就職、おめでとうございます。

皆さまは、日本郵政グループ各社に就職した日から日本郵政共済組合の組合員となり、給与から共済組合掛金が控除され、共済組合の各種サービスを受けることができます。

新入社員の皆さまに必要な手続等を3ページにわたって特集します。
ぜひご一読の上、早めの手続をお願いします。

- | | |
|-----------------------|---|
| ①新入社員の方が提出する年金関係の書類 | 2 |
| ②国民年金保険料の催告等があった場合は | 2 |
| ③4月1日入社時に扶養したい家族がいる方へ | 3 |

● 共済組合への各種届出・お知らせ

- | | |
|-----------------------------|----|
| ④家族の扶養状況に変更があったときは届出が必要です | 4 |
| ⑤組合員証(保険証カード)等の返却はお済みですか? | 6 |
| ⑥退職の際は忘れずに(共済年金の届出) | 7 |
| ⑦年金受給者が再就職するときは届出を忘れずに! | 8 |
| ⑧共済組合の掛金率が改定されます | 9 |
| ⑨動態統計調査にご協力をお願いします | 10 |
| ⑩KKRから「共済年金見込額のお知らせ」が送付されます | 10 |

● 生活を応援します

- | | |
|----------------------|----|
| ⑪平成23年度メタボ健診等の実施について | 11 |
| ⑫お得に利用できる宿泊施設 | 12 |
| ⑬レクリエーション助成について | 13 |
| ⑭結婚情報サービスについて | 13 |
| ⑮「みらい」募集開始! | 15 |

日本郵政共済組合(共済センター)への連絡先など 14

団体積立年金保険「みらい」募集開始!

今からの一歩がゆとりの一歩!

ゆとりあるセカンドライフのため「みらい」で早いうちからコツコツ積み立てましょう。

月払2口(2,000円)から加入できます。

15ページをご覧ください。





新入社員の方が提出する年金関係の書類

新入社員の方は、次の書類を共済センターへ送付することにより、共済年金が適用になったことが日本年金機構に登録されます。

提出書類名	書類の提出が必要となる方	書類通番
基礎年金番号届出書	○新入社員の方 基礎年金番号は年金手帳又は基礎年金番号通知書で確認してください。 ・入社時20歳未満で、初めて就職された方は、これから基礎年金番号が付番されますので、提出の必要はありません。 ※年金手帳又は基礎年金番号通知書の紛失等により、基礎年金番号がわからない場合は最寄りの年金事務所で再発行の手続きをして確認してください。	ホームページの組合員資格様式「資格管理-02」 《標準報酬担当》

※このほか必要な手続きについては、共済センターから送付している「新入社員の皆様へ日本郵政共済組合からのお知らせ」又は、共済組合ホームページのトップページの『退職・新規採用に伴う手続きのご案内』をご覧ください。
(http://www.yuseikyosai.or.jp/service/info_01.html)



国民年金保険料の催告等があった場合は

日本郵政グループに正社員として就職すると同時に日本郵政共済組合の組合員の資格を取得し、国民年金分も含めた共済年金の保険料(共済組合掛金(長期))が給与から天引きされますので、年金事務所からの各種通知書等により国民年金保険料を支払う必要はありません。

組合員の資格を取得した情報は、日本郵政共済組合から国家公務員共済組合連合会(KKR)を経由し日本年金機構に通知されます。この間、約4か月かかり、このタイムラグのため、支払う必要のない国民年金保険料の納付の催告が行われますが、催告があっても支払う必要はありません。

なお、再度の催告を受けたときも同様ですが、催告を受けないようにしたい場合は所定の手続きが必要になります。手続きの詳細については、共済組合ホームページのトップページの『退職・新規採用に伴う手続きのご案内』をご覧ください。

※国民年金保険料を「口座引落し」としている場合の手続きの詳細についても同様にホームページで確認してください。

《標準報酬担当》



4月1日入社時に扶養したい家族がいる方へ

4月1日入社時に扶養したい家族がいる方は、被扶養者申告書及び確認資料を**5月1日まで(入社日の翌日から30日以内)**に共済センターあて送付してください。共済センターで審査後、不備がなければ3週間程度で組合員被扶養者証(家族の保険証カード)を発行します。なお、不備がある場合は資料が整うまで家族の保険証カードは発行できませんのでご了承ください。
(組合員本人の組合員証(保険証カード)は自動的に発行・送付されますので、発行のための手続は不要です)

注意

4月1日入社の方が5月1日までに被扶養者申告書を提出しない場合は、4月1日からの認定ができなくなります。

家族の保険証カードの発行申請に必要な資料

<必ず提出する書類>

- ☐ 被扶養者申告書 (P.5の様式)
- ☐ 所得証明書又は非課税証明書の写し ※市役所等で発行
- ☐ 同居・別居の証明書類
 - ↳ 組合員と同居 住民票の写し ※組合員との同居・続柄が省略されていないもの
 - ↳ 組合員と別居 戸籍謄本の写し+送金していることがわかる通帳等の写し

<状況により提出が必要になる書類>

20歳以上60歳未満の配偶者を扶養する場合

- ↳ ☐ 国民年金第3号被保険者該当届

同居している配偶者・子以外の方を扶養する場合

- ↳ ☐ 扶養事実申立書

H21.1.1~申請日までに退職していて申請日時点で無職無収入の場合

- ↳ ☐ 退職日のわかる辞令と雇用保険受給資格者証の写し

申請日時点でパート等をしている場合

- ↳ ☐ 直近の給与明細書(連続する3か月分)の写し

申請日時点で年金収入がある場合 ※生命保険会社の個人年金等を含む

- ↳ ☐ 直近の年金支払通知書の写し

申請日時点で自営業収入がある場合

- ↳ ☐ 確定申告書・収支内訳書の写し

夫婦共同扶養(共働き)の場合

- ↳ ☐ 組合員の社員雇入労働条件通知書(基本給与額がわかるもの)と配偶者の直近の給与明細書
※配偶者と離婚・死別している場合は 戸籍謄本(親権等の確認のため)
- ↳ ☐ 扶養したい家族が健保の資格を喪失した証明書(又は扶養したい家族の国民健康保険証の写し)

その他

- ↳ ☐ 共済組合が審査のために必要と判断した書類

《被扶養者・任継担当》

家族の扶養状況に変更があったときは届出が必要です

家族が退職して扶養することとなったときや就職等により扶養しなくなったときは、事実発生日から30日以内に5ページの被扶養者申告書と確認資料を送付して、認定又は取消の手続を行う必要があります。

注意

所属会社に提出した扶養手当についての「扶養親族届」では共済組合の被扶養者の認定・取消手続は行われませんので、必ず「被扶養者申告書」及び「確認資料」に、取消手続の場合は組合員被扶養者証(保険証カード)も添えて共済センターへ送付してください。

被扶養者として認定できる人

三親等内の親族のうち

- ・ 主として組合員の収入で生計を維持している人
- ・ 他の健康保険や共済組合に加入していない人
- ・ 年額130万円以上の所得がない人
(障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者は年額180万円)

所得の年額の算定方法

年額とは向こう1年間の収入推計額をいいます。

- ・ **パート、アルバイト収入の場合**→ 連続する3か月の交通費等を含む総支給額の平均が月額108,334円未満(130万円÷12か月)であること。
- ・ **事業所得、不動産所得等がある場合**→ 明らかに必要と認められる経費の実額を控除した額が130万円未満であること。(所得税法上の必要経費とは異なります。)
- ・ **雇用保険を受給している場合**→ 受給日額が3,612円未満(130万円÷360)であること。なお、雇用保険受給期間中に他の収入がある場合は、その収入も合算します。
※日額3,612円以上を受給している間は、期間の長短にかかわらず被扶養者として認定できません。
- ・ **年金を受給している場合**→ 年金以外の収入と公的年金収入・生命保険会社等の個人年金収入を合算した額が130万円未満(月額108,334円未満)であること。ただし、障害年金を受給している方及び60歳以上の公的年金を受給している方は、180万円未満(月額150,000円未満)となります。

国民年金の種別変更も忘れずに

組合員の配偶者が退職して扶養することとなったとき(例:第2号被保険者→第3号被保険者)や、雇用保険受給等により扶養しなくなったとき(例:第3号被保険者→第1号被保険者)は、国民年金の種別変更が必要です。

この届出をしなかったり、遅れたりしますと、将来、年金が受けられなくなったり、年金の額が少なくなってしまう場合がありますので、忘れずに届出を行ってください。

《被扶養者・任継担当》

※事実発生日から30日以内に提出が必要です。

(日本郵政共済組合)

申請番号
申請年月日 年 月 日

被 扶 養 者 申 告 書

下記のとおり申告します。
また、今後、扶養状況に異動があった場合は、速やかに届出ます。

組合員証番号		組合員（申告者）氏名		住 所	
		(フリガナ)		郵便番号	
				昼間連絡先TEL	
組 合 員 生 年 月 日		昭和 平成 年 月 日生		所属局(部)課名	

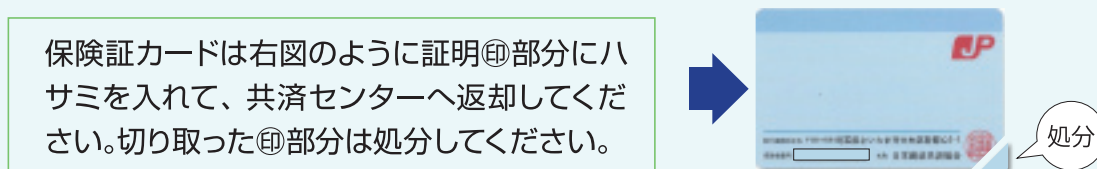
取扱区分	認定 ・ 取消		認定 ・ 取消		認定 ・ 取消	
認定（取消）を 受けようとする者の氏名	カナ			カナ		
	漢字			漢字		
続柄・性別	続柄		性別	男 女	続柄	
生年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
職 業						
収入種別・年間収入推計額 給与・賃金	円		円		円	
公的年金（障害年金）	円		円		円	
公的年金（上記以外）	円		円		円	
事業収入（不動産等含）	円		円		円	
失業給付	円		円		円	
その他（ ）	円		円		円	
計	円		円		円	
同居・別居の別	同居 ・ 別居		同居 ・ 別居		同居 ・ 別居	
別居の場合は 現住所	郵便番号	〒		〒		
	カナ					
	漢字	都道 府県		都道 府県		
所得税法上の扶養控除申告 有無（年末調整）	有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無	
雇用保険 （失業給付）	有 ・ 無 受給開始年月日		有 ・ 無 受給開始年月日		有 ・ 無 受給開始年月日	
健康保険加入状況	国保 ・ 健保（共済） ・ 未加入		国保 ・ 健保（共済） ・ 未加入		国保 ・ 健保（共済） ・ 未加入	
婚姻届提出状況						
医療費助成を受けていた もしくは受ける予定ですか	はい ・ いいえ		はい ・ いいえ		はい ・ いいえ	
被扶養配偶者の 基礎年金番号						
被扶養者の要件を備え 又は欠けに至った 年月日及びその理由	平成 年 月 日 〔 〕		平成 年 月 日 〔 〕		平成 年 月 日 〔 〕	
〔取消す場合〕 被扶養者証(カード)返還	1 返還する 2 亡失（ 年 月 日頃）		1 返還する 2 亡失（ 年 月 日頃）		1 返還する 2 亡失（ 年 月 日頃）	

注 ① 確認資料は、写しを添付し漏れのないように送付してください。
② 認定を取消す場合は、被扶養者証（カード）を本申告書に添付して返還してください。
③ 配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る）を扶養する場合は、別に「国民年金第3号被保険者該当届」の提出も必要です。（任意継続組合員の場合は除く。）
④ 共済組合に登録できる氏名及びフリガナの文字数は、氏名:6文字+6文字、フリガナ:12文字+12文字までです。
組合員証に反映される文字数についても同様のため、お名前が途中でしか表示されない場合もあります。
⑤ 事実発生日から30日を超えて申請した場合は共済組合受付日が認定日となります。

共 済 組 合 受 付 欄	受 付	審 査	1	2	認定・取消年月日	処 理	・システム入力年月日 H 年 月 日 ・被扶養者証(カード)回収の有無 有 () ・ 無
					平成 年 月 日		

組合員証(保険証カード)等の返却はお済みですか？

組合員が退職し、あるいは被扶養者の方が就職等したことにより資格を喪失した後、無効となった組合員証(保険証カード)又は組合員被扶養者証(家族の保険証カード)、申請により交付されている限度額適用認定証や特定疾病療養受療証をまだ返却していない場合は、速やかに返却してください。



注意

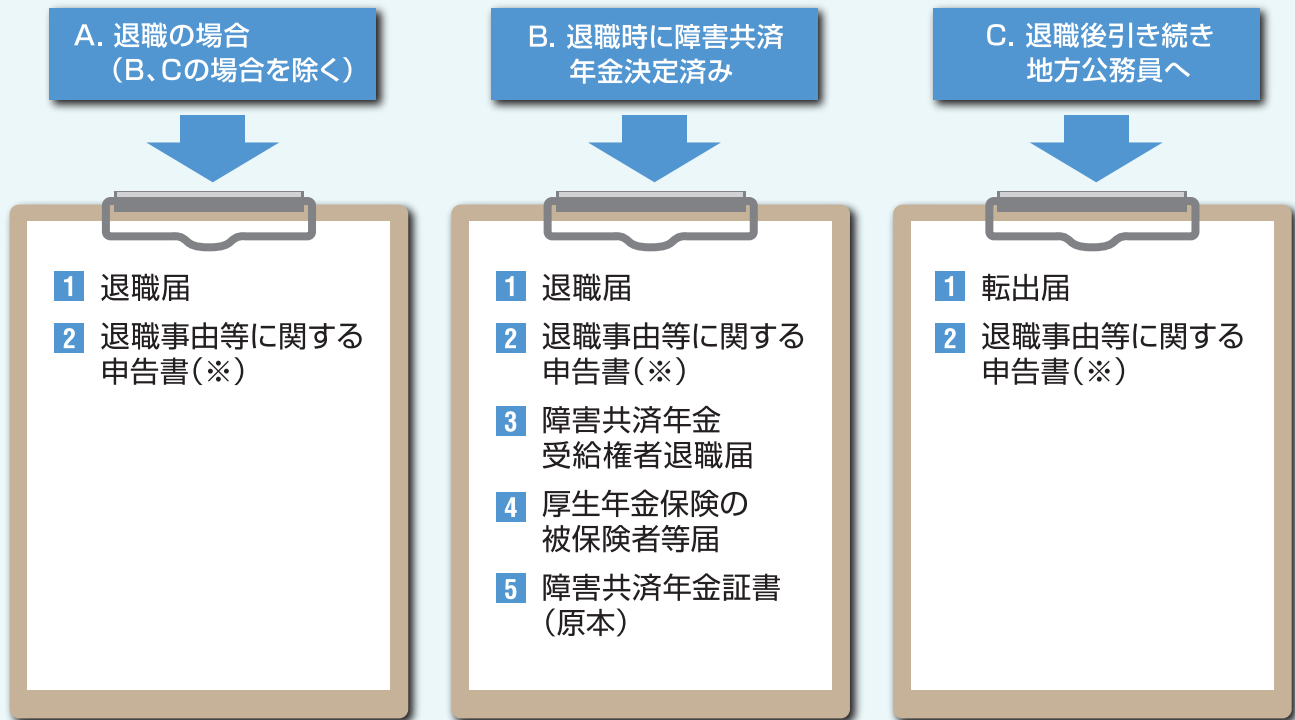
- 1 カード等は勤務先ではなく、共济センター被扶養者・任継担当へ返却してください。
- 2 資格喪失した後に、組合員証(保険証カード)等を病院等で使用した場合は、無資格診療となり医療費を後日、共济組合に返納していただくことになりますので、十分注意してください。

《被扶養者・任継担当》

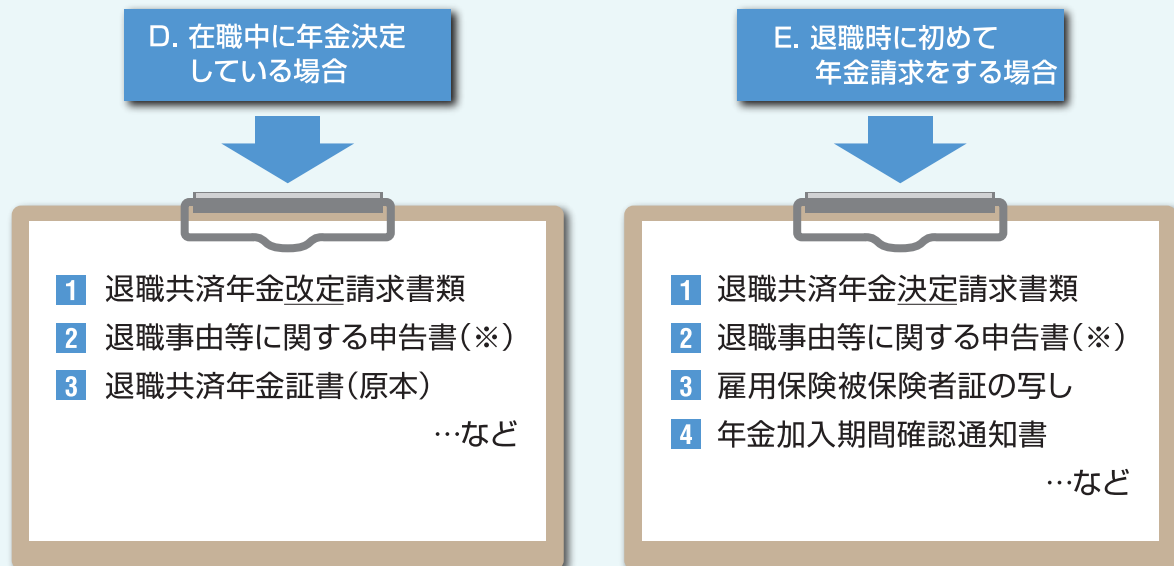


退職の際は忘れずに(共済年金の届出)

《60歳未満で退職したとき》



《60歳以上で退職したとき》



*60歳未満で退職する方は、任意継続組合員となる場合であっても、共済年金の適用期間を登録するため、退職後速やかに退職届等を共済センター年金担当あてに送付してください。

*退職した翌日に引き続き再雇用フルタイム勤務社員となる方は、共済組合員の資格が継続しますので、退職時の年金手続をする必要はありません(再雇用フルタイム勤務が終了したときに、上記Dの手続をしてください)。

(※)A～Eの手続きに添付する退職事由等に関する申告書は、退職日の翌日以降に、所属長等が証明しているものとしてください。

《年金担当》

● 年金受給者が再就職するときは届出を忘れずに!

共済組合員資格を再取得する場合

共済年金受給者の方(請求中の方も含む)が退職日から1日以上あけて再就職する場合。

再就職先の例

日本郵政グループのフルタイム再雇用社員、国家公務員、地方公務員等

提出書類

○「再就職届」 ○「年金証書」

提出場所及び照会先

共済センター年金担当

(他の共済組合に加入する場合は、再就職先の共済組合)

共済年金は、**在職している間**(共済組合に加入している間)は原則として、**その支給が停止されます**。
そのため、「**再就職届**」の届出が遅れますとKKRで支給調整に必要な状況の把握ができずに
年金が払い過ぎとなってしまうため、後で返還していただくことがありますのでご注意ください。

厚生年金保険に加入する場合

厚生年金保険の加入については、再就職先にご確認ください。

再就職先の例

日本郵政グループの期間雇用社員(エキスパート社員等)、民間会社、私立学校等

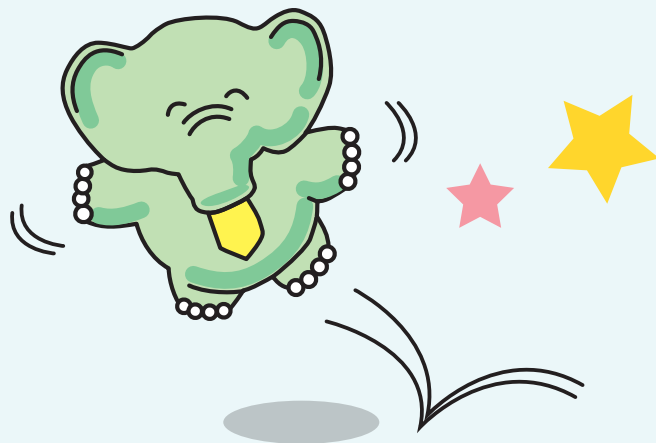
提出書類

○「厚生年金保険の被保険者等届(就職等)」

提出場所及び照会先

国家公務員共済組合連合会(KKR)

《年金担当》



共済組合の掛金率が改定されます

平成23年4月から共済組合の掛金率が次のとおり改定されます。

共済掛金	改定後	現行
短期掛金率	39.00/1,000	33.00/1,000
介護掛金率	5.30/1,000	4.47/1,000
長期掛金率		77.54/1,000
	長期掛金率は平成23年9月から79.31/1,000に改定されます。	

※短期と介護の掛金率は原稿作成段階(2月)の予定の率です。

共済組合は、組合員の皆さまの掛金と事業主が負担する負担金を財源として3つの事業(短期給付、長期給付及び福祉事業)を行っています。

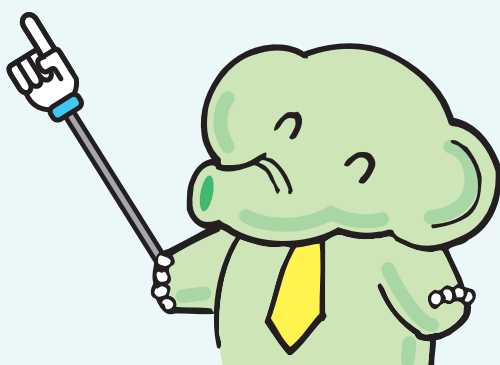
組合員の掛金

郵政グループ会社等の負担金

共済組合の事業

- 短期給付(医療等)
- 長期給付(年金)
- 福祉事業(各種助成)

《標準報酬担当》



動態統計調査にご協力をお願いします

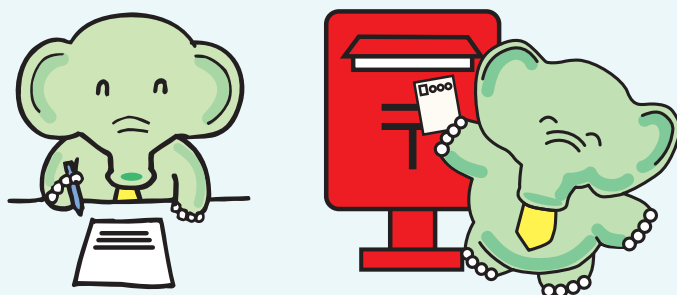
動態統計調査とは？

国家公務員共済組合連合会(KKR)では、長期給付(年金の給付)に要する費用を算出するための基礎資料として、毎年1回、動態統計調査を実施しています。

日本郵政共済組合についても調査が必要となりますので、調査対象となりました組合員及び元組合員の皆さまは、調査にご協力をお願いします。

- 調査対象者**..... 組合員及び退職された元組合員の約2割の方
調査方法..... 調査対象者のご住所へ調査票を送付しますので、調査項目の回答をお願いします。
調査時期..... 4月下旬から5月にかけて

《年金担当》



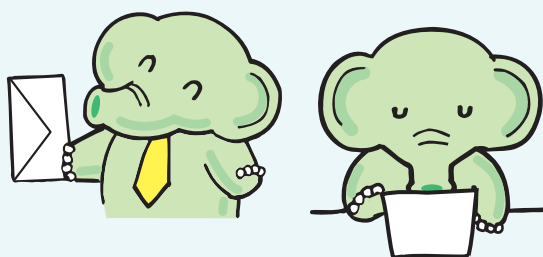
KKRから「共済年金見込額のお知らせ」が送付されます

国家公務員共済組合連合会(KKR)から、退職共済年金の受給年齢に近づいた58歳の皆さまに、退職共済年金見込額や年金の加入記録等を記載した「退職共済年金見込額のお知らせ」がご住所あてに送付されます。退職後の生活設計にお役立てください。

- 送付対象者**..... 58歳の組合員及び退職された元組合員
(昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた方)
※離婚時の年金の分割により標準報酬等の改定が行われている方等を除きます。
送付方法..... KKRに登録されているご住所へKKRから直接送付されます。
送付時期..... 平成23年3月下旬以降(予定)

詳しくは、KKRのホームページ等をご覧ください。

《年金担当》



平成23年度メタボ健診等の実施について

メタボリックシンドロームに着目した健康診査を行うメタボ健診(特定健康診査)と、メタボ健診の結果に基づいて生活習慣病予防のための生活習慣の改善をサポートする特定保健指導を実施します。

メタボ健診(特定健康診査)

1. 対象者

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 組合員・任意継続組合員とそれぞれの被扶養者の方で、**平成23年度に満40歳から74歳になる方**

※75歳になる方は、誕生日の前日までが対象です。

- (2) 受診当日、組合員等の資格がある方

2. 受診方法

- (1) 組合員本人

事業所で実施する定期健康診断を受診してください。定期健康診断を受診することにより、特定健康診査を受診したことに代えますので、特に手続はありません。

- (2) 任意継続組合員本人、組合員・任意継続組合員の被扶養者

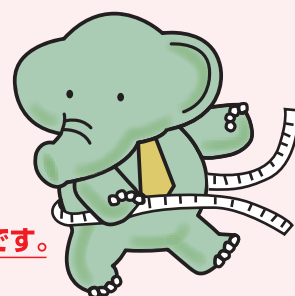
5月下旬以降準備出来次第、対象者全員に「特定健康診査受診券」を発送する予定です。

受診券が届きましたら、ご希望の健診機関に直接予約し、受診してください。

※受診料の自己負担はありません

なお、受診券到着前の4月から5月に受診を希望される方は、「特定健康診査受診券発行申請書」により受診券の発行申請をしてください。

6月以降に受診を希望される方は「特定健康診査受診券発行申請書」の提出は不要です。受診券がお手元に届くまでお待ちください。



特定保健指導

1. 対象者

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 定期健康診断又は特定健康診査の結果により特定保健指導の対象と判定された方

- (2) (1)のうち共済組合が指定する年齢等の条件に該当する方

- (3) 利用当日、組合員又は被扶養者の資格がある方

2. 利用方法

- (1) 組合員本人

対象となった方には、郵政健康管理センター又は同センター分室から連絡がありますので、動機付け支援又は積極的支援を受けてください。

※利用料の自己負担はありません

- (2) 任意継続組合員本人、組合員・任意継続組合員の被扶養者

対象となった方には、共済組合から「特定保健指導利用券」が送付されます。利用券が届きましたら、ご希望の実施機関に直接予約し、動機付け支援又は積極的支援を受けてください。

※利用料の自己負担は3割です

《助成担当》

お得に利用できる宿泊施設

組合員と被扶養者の方々はかんぽの宿等を割引料金で、KKRホテルズ&リゾーツを組合員料金で利用できます。余暇を利用してリフレッシュを!

《助成担当》

施 設	料 金	利用方法	施設ホームページ又は 連絡先
かんぽの宿・かんぽの郷	1泊につき 2,000円引き(注)	宿泊する施設に直接予約して 共済組合員証を提示し、 施設備え付けの用紙に必 要事項を記入する。	「かんぽの宿」で検索
ペンション (日本ペンション協会)			「日本ペンション協会」 で検索
沖縄指定宿泊施設			共済組合のホームページから 「沖縄指定宿泊施設」を検索
ラフレさいたま	1泊につき 1,500円引き		「ラフレさいたま」で 検索
東急ホテルズ	一般客室料金から 40%引き		「東急ホテルズ」で検索 予約センターもあります Tel0120-21-5489
KKRホテルズ&リゾーツ (国家公務員共済組合連合会)	各施設の組合員料金	宿泊する施設に直接予約して 共済組合員証を提示する。	「kkrr」で検索

(注)次の期間はかんぽの宿・かんぽの郷が1,500円の割引になります。

G W	夏 季	年末年始
平成23年4月29日(祝) ～5月4日(祝)	平成23年8月12日(金) ～14日(日)	平成23年12月31日(土) ～平成24年1月3日(火)

これらの期間以外にも、1,500円の割引となる場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

レクリエーション助成について

レクリエーション助成は、社内レクリエーション、レクリエーションサークル地方大会と全国大会のそれぞれについて、年度内1回限り助成しています。助成項目等の概要は次のとおりです。

詳しくはホームページをご覧ください。

《助成担当》

	助成項目			事前申請
	会場借上費 参加賞代 弁当代 消耗品費	会場設営費 人件費 参加助成	宿泊助成	
社内レク	○			不要
サークル地方大会	○	○		仮払いを希望する場合は 必要
サークル全国大会	○	○	○	

※金券、アルコール類、スポーツ保険等には助成できません。

結婚情報サービスについて

共済組合は、結婚情報サービス会社(株)ツヴァイと法人契約を結んでおり、組合員と家族の方は、割安な料金で利用できます。

問い合わせ・資料請求は、直接(株)ツヴァイあてに連絡してください。

ツヴァイ連絡先

フリーダイヤル **0120-277-281** (10:00-20:00受付)

法人専用サイト <http://www.zwei-network.com/r55/>

携帯サイト <http://281.jp>

*問い合わせ・入会の事実が共済組合や職場に知られることはありません。



《助成担当》

日本郵政共済組合(共済センター)への連絡先など

① 電話によるお問い合わせは

日本郵政共済組合コールセンター

電話番号: 0120-97-8484

※通話料無料。携帯電話・PHSからでもご利用いただけます。

受付時間／午前9時～午後6時

(土、日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く)

※電話番号はお間違いないようにお願いします。



② 最新情報や各種手続の確認・請求書等様式の入手は

日本郵政共済組合ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp/>

皆さまからお寄せいただいた照会などを参考に随時更新しています。

各種手続のご案内や請求書等の様式類を掲載していますので、申請や届出を行う前にご覧ください。また、インターネットをご利用になれない方への様式類の送付など、各種お申出は、コールセンターで受け付けます。

日本郵政共済組合モバイルサイト <http://www.yuseikyo-m.jp>

外出中や自宅にパソコンがないなど、共済組合ホームページをご覧になれない時でも、イベント発生時、どのような手続が必要となるかが確認いただけます。

※2次元コード(QRコード)からの読み取りもできます。

※2次元コード対応のカメラ付き携帯電話をご利用ください。



③ 各種申請・請求書等様式のあて先は

〒330-0081

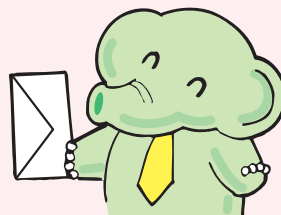
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

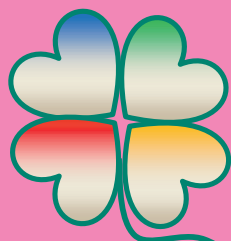
日本郵政共済組合共済センター ○○担当 あて

※ 各種申請、届出及び請求の処理を迅速に行うため必ず担当名を記載してください。

(担当名及び担当事務の一覧は共済組合ホームページか「ゆうゆうライフMY共済'09」を参照してください。)

※ 郵送料金は組合員負担となります。





団体積立年金保険(拠出型企業年金保険) (新規加入・増口等)

「みらい」募集開始!

募集期間:平成23年4月18日(月)～平成23年6月17日(金)

○郵政グループのスケールメリットを活かし、個々の社員のゆとりあるセカンドライフに向けた自助努力に役立つよう、共済組合が主体となり団体積立年金保険「みらい」を運営しています。

《予定利率は1.25%です。》

(平成23年1月1日現在の明治安田生命(事務幹事会社)の予定利率)

「みらい」で60歳から10年間、毎月約10万円の年金を準備するには…

◆月額掛金・年金額の例<10年確定年金/60歳年金開始を選択した例>

「みらい」のメリット

①目的別に2つのコースを活用し、効率的な積立てができます。

②保険料控除の適用により実質負担が軽減されます。

③スケールメリットを活かし、積立金が運用されます。

④毎年、口数を見直せます。

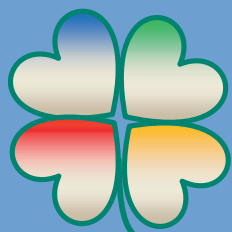
掛金は2口2,000円からで、毎年口数の変更が可能ですので無理なく積立てることができます。ボーナスからも積立てができます。

契約年齢	月額掛金(口数)	払込掛金累計額(ア)	60歳からの年金額	60～69歳の受取年金累計額(イ)	掛金累計額に対する年金累計額の割合(イ÷ア)
25歳	23,000円(23口)	9,660,000円	122.51万円	1225.1万円	126.82%
30歳	28,000円(28口)	10,080,000円	124.03万円	1240.3万円	123.04%
35歳	34,000円(34口)	10,200,000円	121.79万円	1217.9万円	119.40%
40歳	44,000円(44口)	10,560,000円	122.40万円	1224.0万円	115.90%
45歳	60,000円(60口)	10,800,000円	121.56万円	1215.6万円	112.55%
50歳	92,000円(92口)	11,040,000円	120.70万円	1207.0万円	109.32%

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。記載の給付額は、明治安田生命(事務幹事会社)の予定利率(平成23年1月1日時点年1.25%)に基づき計算しておりますが、実際にお支払する金額は増減することがあります。記載の給付額には、毎年の配当金を加算しておりません。

○今回の申込み分は、平成24年1月から給与控除が開始されます。

平成23年の様式のため、
ご利用いただけません。



団体積立年金保険(拠出型企業年金保険) (新規加入・増口等)

「みらい」募集開始!

募集期間 平成23年4月18日(月)～平成23年6月17日(金)

＜募集は年1回です。この機会にぜひお申込みを！＞

資料請求はこちら↓

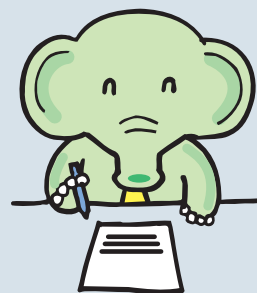
★「既加入者用口数変更等申込書」は4月15日頃にご自宅あてに郵送予定です。



今からの一歩がゆとりの一歩！
「みらい」で早いうちからコツコツ
積立てよう！
月払2口(2,000円)から加入でき
ます。

-ご注意-

- 申込資料をご希望の方は必要事項を記入の上、切り取り、のりしろをのりづけし、投函してください。
- 資料請求用紙1枚につき1セットを送付しますので、複数お申し込みの場合は、共済センターにお電話いただくか共済組合ホームページからご請求ください。
- 4月18日頃から順次ご希望のあて先に発送します。



※共済組合ホームページ上からも資料請求できます。

※制度の内容についての電話のお問い合わせは・・・明治安田生命フリーダイヤル 0120-737-391(募集期間内専用)

平成23年の様式のため、
ご利用いただけません。

の
り
し
ろ